

犯罪収益移転防止法による実質的支配者の確認

実質的支配者

=

経営決定権を持つ人

改正「犯罪収益移転防止法」の施行(2016年10月1日)に伴い、法人のお客さまの実質的支配者を確認させていただくことが必須となりました。実質的支配者とは、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人のかたのことを言います。**当該個人のかたの氏名・住居・生年月日等を確認させていただきます。**

理由

なぜ、そんな確認が必要なのか

反社会勢力による資金洗浄、詐欺等の犯罪を事前に防ぐためです!!

あなたは会社の経営決定権を持っていますか？



はい。私が代表取締役で
経営決定権をもっています。



いいえ。私だけでは
経営決定ができません。

ご一読

あなたは実質的支配者です。
次ページを念の為ご一読ください

要確認

あなた以外に実質的支配者がいる
可能性がございます。次ページを
しっかり確認してください。

実質的支配者とは以下の個人のことをいいます

50%を超える議決権を保有する個人（資本多数決法人の場合）、あるいは50%を超える収益総額の配当・分配を受ける権利を保有する個人（資本多数決法人以外の法人）のかたがいる場合は、その個人のかたで確定します。上記に該当する個人のかたがない場合には、以下のかたが実質的支配者に該当することとなります。



法人形態が資本多数決法人である場合

株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社等の場合

- ① 25%超の議決権を直接又は間接に保有している個人のかたがいる場合には、当該個人のかた
- ② 上記①に該当するかたがない場合で、出資・融資・取引その他の関係を通じて法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人のかたがいる場合には、当該個人のかた
- ③ 上記①②のいずれも該当するかたがない場合には、法人を代表し業務を執行する個人のかた

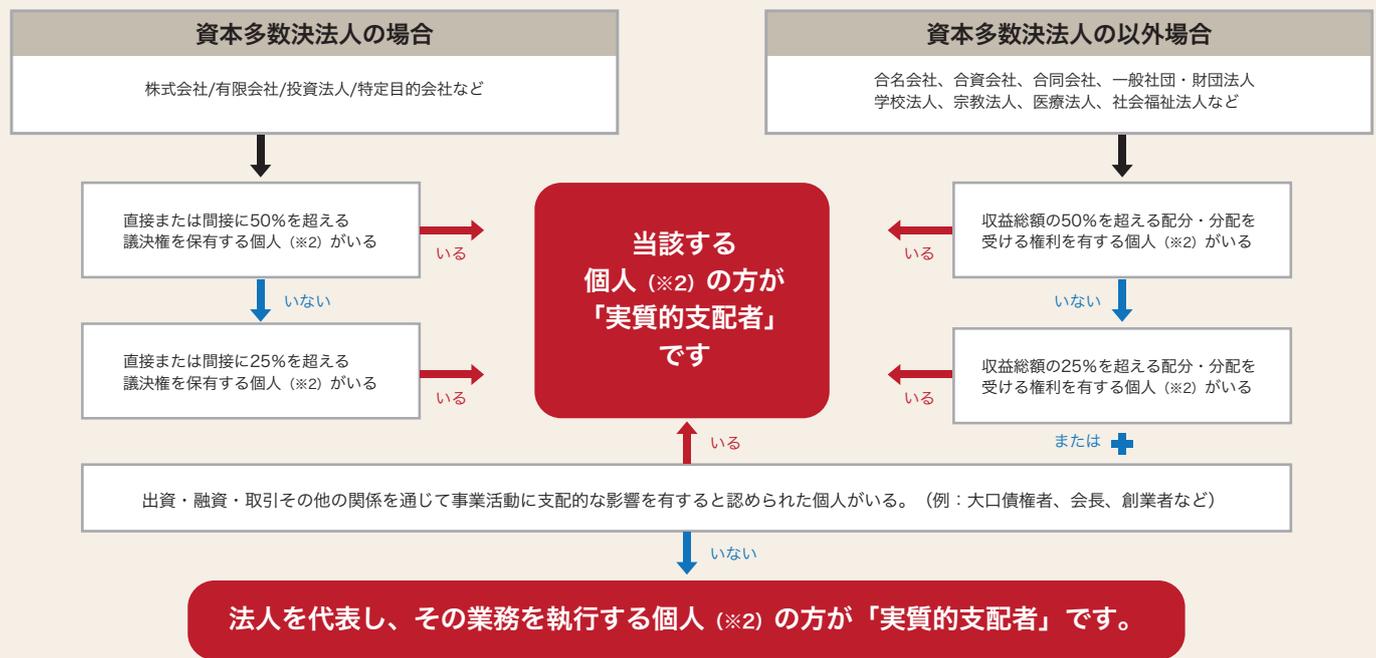
法人形態が資本多数決法人以外である場合

合名会社、合資会社、合同会社、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人等の場合

- ① 法人の収益総額の25%を超える配当・分配を受ける権利を有する個人のかたがいる場合、または出資、融資、取引その他の関係を通じて法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人のかたがいる場合には、当該個人のかた
- ② 上記のいずれも該当するかたがない場合には、法人を代表し業務を遂行する個人のかた

※ 実質的支配者は個人（自然人）となりますが、国、地方公共団体、上場企業とその子会社は個人とみなします。

実質的支配者は、法人の形態により異なり、それぞれ以下のかたが対象となります。



- 50%を超える議決権を保有する個人、あるいは50%を超える配当・分配を受ける権利を保有する個人の方がいる場合は、その個人の方で確定します。
- 間接保有とは、「50%を超える議決権を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます。(※1)
- 病気等により、法人のお客様を実質的に支配する意思または能力を有していない、あるいは業務に執行を行うことのできない個人の方は実質的支配者に該当しません。

(※1) 議決権を間接保有している場合とは以下の場合です。



C氏は A社の議決権15%を直接保有 B社を通じて議決権15%を間接保有

合計15%の議決権を直接あるいは間接に保有するA社の実質的支配者になる。またB社はC氏が議決権の50%を超えて保有する支配法人となる。

(※2) 実質的支配者は個人（自然人）となりますが、国、地方公共団体、上場企業とその子会社は個人とみなします。